

令和 7 年度中山間地域等直接支払制度実施状況について

交付金を受けるためには、集落で農地の管理方法や役割分担を取り決めた「協定」を締結し、5 年間以上農業生産活動を継続する必要があります。

①加美町集落協定の認定状況

集落協定名	単価 区分	ネットワ ーク化活 動計画の 作成	協定者数 (人)	協定面積（㎡）			交付金総額 (円)
				田		計	
				急傾斜	緩傾斜		
上多田川上 1	10 割	○	6		54,494	54,494	435,952
上多田川上 3	8 割		4	21,012		21,012	353,001
芋 沢	10 割	○	24・3 組織	199,835	50,259	250,094	4,598,607
切 込	10 割	○	7	27,895		27,895	585,795
西 川 北	8 割		6		34,634	221,657	221,657
北 川 内 1	8 割		6	21,439	11,109	32,548	431,272
北 川 内 2	8 割		2	11,233		11,233	188,714
合 計			55・3 組織	281,414	150,496	431,910	6,814,998

※ 単価区分 10 割単価：農業生産活動等の活動に加え、体制整備の前向きな活動を行う協定

8 割単価：5 年間農業生産活動等を維持するための活動のみを行う協定

※ ネットワーク化活動計画の作成：10 割単価を受けるための要件。

集落協定が共同取組活動を継続できる体制づくりを進めるために複数の集落協定間でのネットワーク化（活動の連携）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画を作成する。（令和 11 年度までに作成）

※ 急傾斜：傾斜度が田で 1/20 以上、畑・草地で 15 度以上

※ 緩傾斜：傾斜度が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑で 8 度以上 15 度未満

傾斜農用地等の 10 a 当たりの交付単価

地 目	区 分	交付単価（10 割）	交付単価（8 割）
田	急傾斜	21,000 円	16,800 円
	緩傾斜	8,000 円	6,400 円

②集落協定の主な取り組み

各集落協定では耕作放棄の発生を防止するため次のような活動を行っております。

ア 集落協定で必ず実施しなければならない事項（必須）

《集落マスタープランの作成》（必須）

《農業生産活動等》（必須）

- ・耕作放棄の発生防止活動（適正な農業生産活動、農地法面点検）
- ・水路、農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）

《多面的機能を増進する活動》（1つ以上選択）

- ・農地と一体となった周辺林地の下草刈り等
- ・景観作物の作付け
- ・体験農園の開設、運営
- ・魚類等の保護
- ・粗放的畜産

イ 10割単価を受けるためのより前向きな取組（上のアに加え、ネットワーク化活動計画を作成）

《ネットワーク化活動計画の項目》（1つ以上選択）

①ネットワーク化：10ha以上で活動の連携を行う

②統合：10ha以上で協定を統合する

すでに10haの協定は、新たな統合は不要（役員の継承計画を作成する）

③多様な組織の参画：1組織以上が参画、または10%以上の非農業者が参画する協定が組織等と連携を行う